

基安安発 0327 第 1 号
令和 5 年 3 月 27 日

一般社団法人日本建設機械工業会会长 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

第 14 次労働災害防止計画に基づく「安全衛生対策における DX の推進」について

平素より、労働安全衛生行政の推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、第 14 次労働災害防止計画（以下「14 次防」という。）については、本年 3 月 27 日に公示され、令和 5 年 3 月 27 日付け基発 0327 第 3 号「第 14 次労働災害防止計画の推進について」をもって貴職あて協力依頼がなされたところですが、14 次防の「4（1）ウ 労働安全衛生対策における DX の推進」については、新たなデジタル技術の安全衛生分野への活用による安全衛生活動の効率的かつ効果的な実施に資するとともに、作業の無人化や遠隔化による「災害要因と人の接触の排除」を通じた災害リスクの除去・低減が可能となる取組であり、積極的な取組の推進を図ることとしているところです。

しかしながら、これらの取組は、新技術の開発や既存のデジタル技術の安全衛生分野への応用など、個々の事業場のみでは十分に安全衛生活動への活用を図ることができないものも多く、メーカー・システム開発事業者など幅広い関係者が協力してこれに取り組む必要があると考えられます。

つきましては、傘下事業場に対して 14 次防の内容を周知していただく際には、上記趣旨を御理解いただき、安全衛生対策においてデジタル技術の活用がより一層推進するよう働きかけていただくなど、個々の事業者が安全衛生活動にデジタル技術を導入することが容易となるような環境整備、導入に向けた機運の醸成等に特段の御配慮をお願いいたします。

《参考：14 次防関係部分抜粋》

4 重点事項ごとの具体的取組

（1）自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

ウ 安全衛生対策における DX の推進

（ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ A I やウェアラブル端末等の新技術を活用した効率的・効果的な安全衛生活動の推進及び危険有害な作業の遠隔管理、遠隔操作、無人化等による作業の安全化を推進する。

基発 0327 第 3 号

令和 5 年 3 月 27 日

各事業者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

第 14 次労働災害防止計画の推進について

厚生労働行政の運営につきまして、平素から格別の御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今般、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 6 条の規定に基づき、2023 年度を初年度とする第 14 次の労働災害防止計画を別添のとおり策定し、3 月 27 日付けで公示したところです。

1958 年以降、これまで 13 次にわたる労働災害防止計画により、国、事業者、労働者等の関係者が一丸となって取組を推進してきた結果、我が国の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善してきました。一方で近年の状況を見ると、死亡災害は減少しているものの、休業 4 日以上の死傷災害は、ここ数年増加傾向にあります。また、労働災害発生率が高い高年齢労働者の労働災害の増加や中小事業場における労働災害の発生が顕著となっています。さらに、働き方改革への対応やメンタルヘルス不調、女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援やコロナ禍におけるテレワークの拡大等、労働者の健康保持増進に関する課題は多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっています。加えて、化学物質による重篤な健康障害の防止や石綿使用建築物の解体等工事への対策の着実な実施が必要となってきています。

第 14 次の労働災害防止計画は、このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めたものです。本計画の趣旨を御理解いただき、計画の推進に特段の御協力を賜りますようお願いいたします。